

資料

洞爺湖町議会令和元年9月会議  
議案説明資料

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿

(順不同・敬称略)

《功労表彰》

氏名	年齢	功績等の概要	備考
宮田敏夫	70歳	<p>昭和58年から平成30年までの35年の永きにわたり、農業協同組合代表理事組合長及び副組合長並びに理事として、地域農業の振興発展に尽力され、特に、馬鈴薯出荷施設、野菜集荷施設の整備、人参洗浄選別機の導入、雪蔵野菜貯蔵施設の建設に奔走されるなど、地域農業の向上と発展に尽力された功績による。</p> <p>また、平成15年から平成27年までの3期12年の永きにわたり議会議員として町政に参画され地方自治の振興と発展に貢献されている。</p>	<p>虻田町農業協同組合監事 昭15.5～昭62.3 とうや湖農業協同組合監事 昭62.3～平6.4 とうや湖農業協同組合理事 平6.4～平7.5 とうや湖農業協同組合専務理事 平7.5～平15.4 とうや湖農業協同組合副組合長 平15.4～平28.6 とうや湖農業協同組合代表理事組合長 平28.6～平30.4 議会議員 平15.5～平27.4</p>
岡田光弘	88歳	<p>昭和63年から平成31年までの30年の永きにわたり、農業協同組合参事として携わってきた関係から、虻田馬頭観世音碑保存協賛会役員として協賛会の設立から解散までの間、毎年例大祭を開催し供養を実施してこられ、「入江馬頭観世音碑」の北海道文化財の指定の他、「有珠虻田牧場と馬頭観世音碑(平成4年)」や「虻田の馬頭さん(平成17年)」を発行するなど、調査研究を精力的に行い文化財の保護に尽力された功績による。</p> <p>また、平成10年まで虻田町代表監査委員として地方自治の振興発展に貢献されている。</p>	<p>虻田馬頭観世音碑保存協賛会事務局長 昭63.6～平2.4 虻田馬頭観世音碑保存協賛会会長 平2.6～平31.3 虻田町代表監査委員 平2.3～平10.3</p>
皆川一男	87歳	<p>平成7年から平成27年までの20年の永きにわたり虻田町並びに洞爺湖町陸上競技協会会長として、また、体育協会会長並びに洞爺湖マラソン大会大会長として、住民のスポーツ活動の推進を図り、当町における体育振興に尽力された功績による。</p> <p>また、12年の永きにわたり虻田町並びに洞爺湖町議会議員として町政に参画され、さらには、平成24年まで青葉2区自治会長として地方自治の振興と発展に貢献されている。</p>	<p>虻田町・洞爺湖町陸上競技協会会長 平7.5～平20.3 議会議員 平7.5～平19.4 虻田町・洞爺湖町体育協会会長 平16.4～平20.3 洞爺湖マラソン大会大会長 平20.4～平27.3 青葉2区自治会長 平20.5～平24.4</p>
小松晃	75歳	<p>平成15年から平成31年までの4期16年の永きにわたり議会議員として町政に参画され、その間、総務常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長などを歴任し、本町の地方自治の振興発展に寄与された功績による。</p>	<p>議会議員 平15.5～平31.4 議会広報常任委員会委員長 平21.5～平23.4 議会総務常任委員会委員長 平23.5～平27.4 議会運営委員会委員長 平27.5～29.5</p>

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
佐々木 良一	74歳	平成3年から平成31年まで、8期26年の永きにわたり議会議員として村政及び町政に参画され、その間、議長、副議長、経済常任委員長、議会運営委員長などを歴任し、本町の地方自治の振興発展に寄与された功績による。	議会議員 平 3.5～平 9.7 平 11.5～平 16.1 平 16.2～平 31.4 議長 平 15.5～平 16.1 平 16.2～平 18.3 平 27.5～平 31.4 議会経済常任委員会委員長 平 11.5～平 15.4 議会運営委員会委員長 平 21.5～平 25.5 平 25.9～平 27.4
藤野 幸治	53歳	昭和62年から平成31年までの32年余の永きにわたり、虻田消防団及び洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献された功績による。	西胆振消防組合虻田消防団団員 昭 62.4～平 20.3 西胆振消防組合洞爺湖消防団班長 平 20.4～平 29.5 西胆振行政事務組合洞爺湖消防団班長 平 29.6～平 31.3

洞爺湖町水道事業給水条例新旧対照表（議案第17号関係）

改 正 案	現 行
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第13条 管理者が施行する工事費は、次に掲げる費用及び第2項に掲げる費用の合計額に<u>当該合計額に課される消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額とする。</u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(水道利用加入金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 新設工事に係る加入金の額は、メーター口径に応ずる別表第4に定める額<u>に当該定める額に課される消費税相当額を加算した額とする。</u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、別表第1に定める基本料金と超過料金の合計額に<u>当該合計額に課される消費税相当額を加算した額とする。</u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第13条 管理者が施行する工事費は、次に掲げる費用及び第2項に掲げる費用の合計額に<u>100分の108を乗じて得た額とする。</u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(水道利用加入金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 新設工事に係る加入金の額は、メーター口径に応ずる別表第4に定める額<u>に100分の108を乗じて得た額とする。</u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、別表第1に定める基本料金と超過料金の合計額に<u>100分の108を乗じて得た額とする。</u>ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

(特別な場合における料金算定)

第31条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次に掲げる算定方式に従い算定した額に当該算定した額に課される消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(メーターの使用料)

第34条 メーターの使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2に定める額に当該定める額に課される消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特別な場合における料金算定)

第31条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次に掲げる算定方式に従い算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(メーターの使用料)

第34条 メーターの使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

洞爺湖町簡易水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(料金)</p> <p>第3条 水道料金（以下「料金」という。）は、別表第1に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>当該合計額に課される消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(メーターの使用料)</p> <p>第4条 メーターの使用料は、別表第2に定める額に<u>当該定める額に課される消費税相当額を加算した額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第3条 水道料金（以下「料金」という。）は、別表第1に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(メーターの使用料)</p> <p>第4条 メーターの使用料は、別表第2に定める額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

洞爺湖町公共下水道条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第21条 使用料の額は、毎月使用者が排除した汚水の量に応じて、洞爺湖町公共下水道設置条例(平成18年洞爺湖町条例第139号)第2条に定める処理区ごとに別表に定める基本料金と従量料金との合計額に当該合計額に課される消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第21条 使用料の額は、毎月使用者が排除した汚水の量に応じて、洞爺湖町公共下水道設置条例(平成18年洞爺湖町条例第139号)第2条に定める処理区ごとに別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

洞爺湖町印鑑条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(登録できない印鑑)</p> <p>第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録申請を受理しない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は<u>氏名、旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 職業、資格、<u>その他氏名、旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録の消除)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を消除しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、<u>住民票に記載がされている旧氏を含む。</u>)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録した印鑑が第6条第1項各号の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録できない印鑑)</p> <p>第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録申請を受理しない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は<u>氏名</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 職業、資格、<u>その他氏名</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録の消除)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を消除しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録した印鑑が第6条第1項各号の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p>



洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（平成28年洞爺湖町条例第32号）

改 正 案	現 行
<p>(洞爺湖町税条例の一部改正)</p> <p>第1条の2 洞爺湖町税条例の一部を次のように改める。</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、<u>北海道</u>が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、<u>北海道知事</u>が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により</u>、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「<u>北海道知事</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第15条の5 町は、<u>北海道</u>が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として<u>北海道</u>に交付する。</p> <p>第15条の6 略</p>	<p>(洞爺湖町税条例の一部改正)</p> <p>第1条の2 洞爺湖町税条例の一部を次のように改める。</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、<u>道</u>が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、<u>道知事</u>が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては<u>道</u>、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「<u>道知事</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第15条の5 町は、<u>道</u>が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として<u>道</u>に交付する。</p> <p>第15条の6 略</p>

附則第15条の6の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の7 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

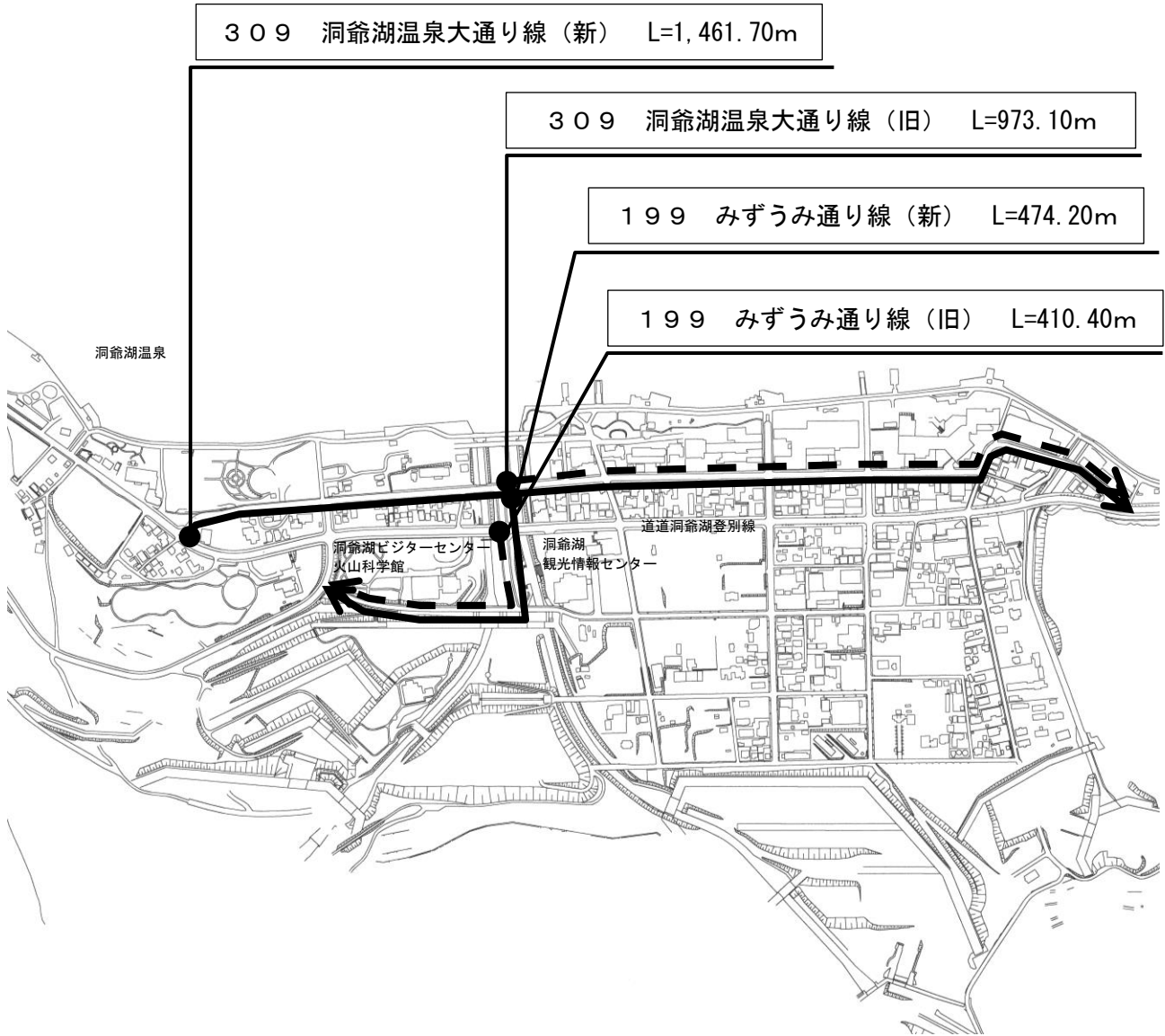
洞爺湖町定住促進住宅条例新旧対照表

改 正 案	現 行									
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 定住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 400 1113 619"> <tr> <td data-bbox="264 400 602 453">レジデンス洞爺 A</td> <td data-bbox="602 400 1113 507" rowspan="2">虻田郡洞爺湖町洞爺町4 1 3 番地 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 453 602 507">レジデンス洞爺 B</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 507 602 560">レジデンス花和 A</td> <td data-bbox="602 507 1113 619" rowspan="2">虻田郡洞爺湖町花和1 7 1 番地 2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 560 602 619">レジデンス花和 B</td> </tr> </table>	レジデンス洞爺 A	虻田郡洞爺湖町洞爺町4 1 3 番地 4	レジデンス洞爺 B	レジデンス花和 A	虻田郡洞爺湖町花和1 7 1 番地 2	レジデンス花和 B	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 定住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1187 400 2036 507"> <tr> <td data-bbox="1187 400 1525 453">レジデンス洞爺 A</td> <td data-bbox="1525 400 2036 507" rowspan="2">虻田郡洞爺湖町洞爺町4 1 3 番地 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 453 1525 507">レジデンス洞爺 B</td> </tr> </table>	レジデンス洞爺 A	虻田郡洞爺湖町洞爺町4 1 3 番地 4	レジデンス洞爺 B
レジデンス洞爺 A	虻田郡洞爺湖町洞爺町4 1 3 番地 4									
レジデンス洞爺 B										
レジデンス花和 A	虻田郡洞爺湖町花和1 7 1 番地 2									
レジデンス花和 B										
レジデンス洞爺 A	虻田郡洞爺湖町洞爺町4 1 3 番地 4									
レジデンス洞爺 B										

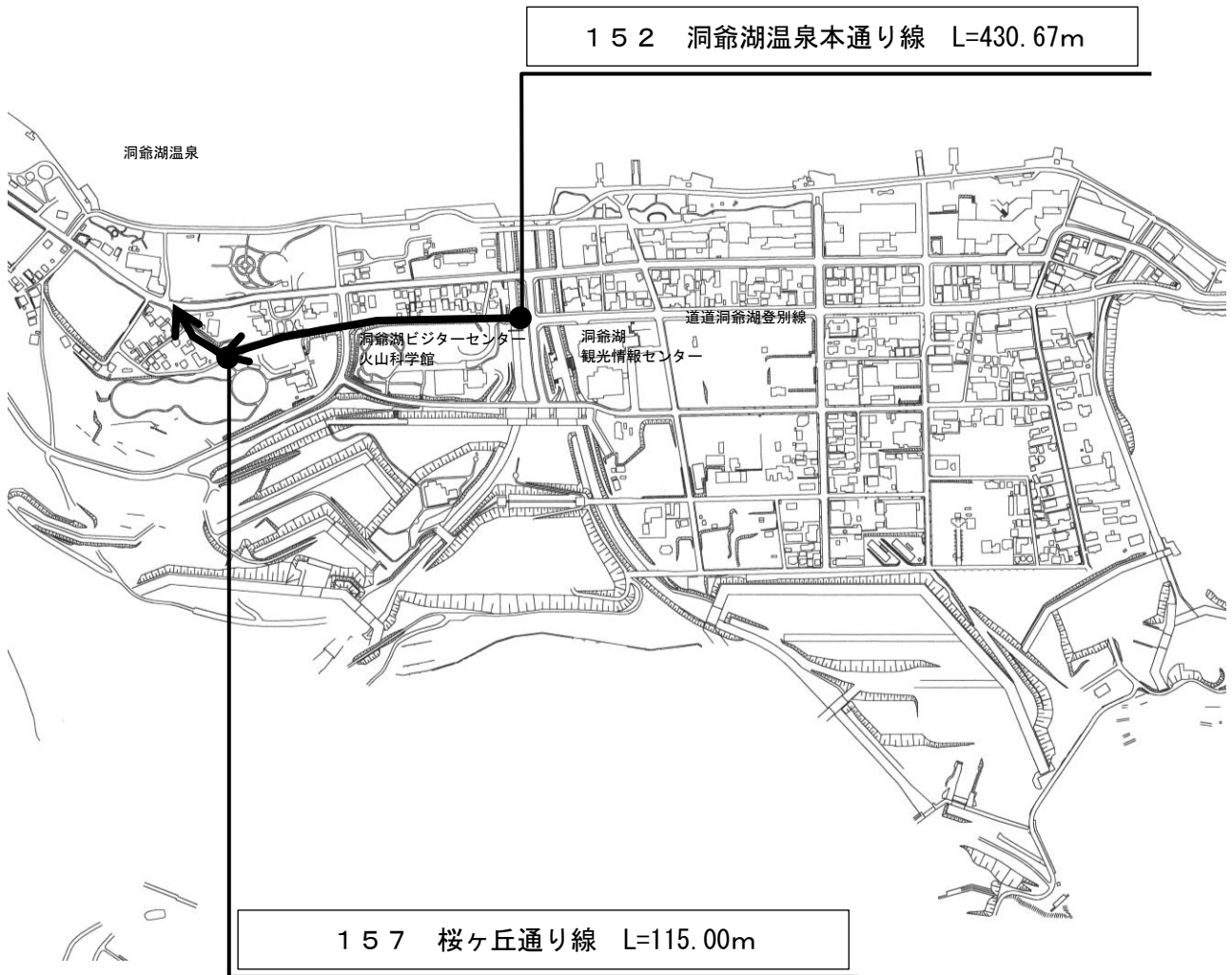
洞爺湖町水道事業給水条例新旧対照表（議案第21号関係）

改 正 案	現 行
<p>別表第3（第35条関係）</p> <p>1 設計審査及び竣工検査手数料</p> <div data-bbox="248 416 1095 491" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>2 指定給水装置工事業者登録手数料 1件につき <u>2,000円</u></p> <p>3 水道台帳図面及び給水装置工事図面交付手数料 略</p>	<p>別表第3（第35条関係）</p> <p>1 設計審査及び竣工検査手数料</p> <div data-bbox="1144 416 1991 491" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>2 指定給水装置工事業者登録手数料 1件につき <u>10,000円</u></p> <p>3 水道台帳図面及び給水装置工事図面交付手数料 略</p>

変更路線図



廃止路線図



過疎地域自立促進市町村計画参考資料（変更）

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	変更前							変更後						
				概算 事業費	年度区分					備考	概算 事業費	年度区分					備考
					28	29	30	31	32			28	29	30	31	32	
9 その他 地域の自立促進に 必要な事項	(1)過疎地域 自立促進 特別事業	英国ボランティア青年 の招聘	町	13,366	2,806	2,640	2,640	2,640	2,640		13,366	2,806	2,640	2,640	2,640	2,640	
	(2)その他	ふるさとづくり推進事 業（環境配慮行動促 進）	町								10,800				10,800		
	小計			13,366	2,806	2,640	2,640	2,640	2,640		24,166	2,806	2,640	2,640	13,440	2,640	
		(うち過疎地域自立促進特別事業分)		13,366	2,806	2,640	2,640	2,640	2,640		103,216	2,806	2,640	2,640	2,640	92,490	
		過疎債ソフト分 事業実施分		13,366	2,806	2,640	2,640	2,640	2,640		103,216	2,806	2,640	2,640	2,640	92,490	
		過疎債ソフト分 基金積立分		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	基金取崩分		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
合計				5,549,124	1,761,142	1,080,666	1,007,244	785,995	914,077		5,559,924	1,761,142	1,080,666	1,007,244	796,795	914,077	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)		467,028	97,426	92,161	92,161	92,790	92,490		467,028	97,426	92,161	92,161	92,790	92,490		
	過疎債ソフト分 事業実施分		467,028	97,426	92,161	92,161	92,790	92,490		467,028	97,426	92,161	92,161	92,790	92,490		
	過疎債ソフト分 基金積立分		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
	基金取崩分		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		